

議会運営委員会

令和3年12月15日（水）

午前8時58分開会

○仲委員長 おはようございます。

早朝からお集まりいただきありがとうございます。

本日の議会運営委員会は、事項書のとおり、一般質問の運用についてとソーシャルメディアのあり方、この2点でございます。

それでは、私のほうからちょっと発言をさせていただきます。

一つ目の一般質問の運用についてでございますが、さきの議会運営委員会、12月7日において、中村議員の一般質問の発言で引用した資料についてであります。

発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言は不穏当発言の基準に該当するとされていることから、発言の根拠を明確にするものであります。さきの議会運営委員会で、私から総務課長に、一般質問で引用された文書は公文書であるか、正式な会議録であるか、情報公開の対象であるかとの3点について、議会運営委員会に報告されるよう要請をしております。

それでは、まず初めに総務課長から報告を求めます。

○竹平総務課長 さきの議会運営委員会について、その件につきましては担当課のほうから報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○吉沢環境課長 一般質問の内容といたしますか、確認を求められた部分をざっと確認させていただきました。

まず、引用している文書については情報公開対象の文書であろうかと思います。

また、ざっと確認したところではありますが、引用しているだろう文言につきましては、当該公文書の中のここだろうという推測のほうはできました。

以上です。

○仲委員長 短い報告でございますが、引用した文書はほぼ対象であると、引用した文言についてはその中の一部分であるという報告であります。このことについて、何か質疑ございますか。

○濱中委員 きちんと情報公開の対象である文書ということが確認できたのであれば、例えば一般質問において執行部の答弁が明瞭でなかったことに対して、やはりその辺り、自分が質問をすることに対して、求める資料の確認が事前にできてい

なかったのかなという気はするんですけども、その辺りの打合せのやり方ということきはきちっとみんなでまた確認をし合う必要があるのかなと思うんですけど、その辺りはどうですか。問われることが分かっておいて準備ができていなかったのか、きちんとその辺りの求められるものが明確にはなっていないなかったのかというあたりはちょっと気になりますが、どうでしょうか。

○仲委員長　　今、濱中委員の発言については、一般質問の通告の要旨の部分だと思うんですけど、そこへ入っていてもよろしいんですけど、一旦、議長、何かそのことについて御意見ありますか。

○三鬼議長　　こういった問題が取り扱われるということで、改めて一般質問とは何たるものかということを経査しました。本会議場で質問を届出していただいたものの要旨が私の判断の中ではちょっと違ったなというところがあります。議員全体に、何期と勤めておる議員さんもいますし、初めてという議員さんもいますので、一般質問につきましては、基本的に本会議に議案として提案されるときは質疑であるとか討論等につきましては、これは採決があるものですから、通告なしにかかわらず答弁をきちっとしてもらわなアカンことですけど、一般質問は、地方自治法でいっても我々の採決権に関わらないことで、基本的には住民福祉の向上であるとか、市の発展とか、建設的なことを執行部とやり合うというのか、時には是々非々の部分もあろうかし、御指摘するところもあろうかということなんですけど、基本的には市民の福祉の向上に建設的な議論をするということで、通告をきちっとしていただいた中でかみ合うことが大前提という全国議長会の指導、こういったものでもございますので、いろいろ議長裁量でありますけど、まずは一般質問については、会議規則62条でもうたっておりますように、やはり建設的にかみ合って市民にそれがつながるといことが大前提でありますので、機会があるたびに、一般質問の在り方については、皆さんが気づくことがあれば改善なり建設的になるようなやり方をしたいとは思っております。

○西川委員　　今、議長がおっしゃられたことなんですけど、尾鷲はこうだからというのはまだちょっと置いておいてくださいね。

僕が今一般質問に対して勉強してきたのでは、暴露発言等は除くとか、すり合わせというのも大事ですけど、僕が読んでおる本の限りでは、各自治体でいろいろやり方が違うと思うんですよ。いろいろ違うんですよ、各自治体で。それが逆に先輩議員のほうから尾鷲ではこうですよというのを徹底して周知してくれるのであれば、僕は全国ネットの平均を取った本で勉強していますので、それにはそういうことが

書かれていませんけど、ただ時間をもったいないというだけで。ただ、すり合わせをしないと確実な答弁を得られないから、一問一答制のときは自分の趣旨を述べていったほうが議会はスムーズに進みますよとは書いていますが、暴露発言については一切通告しないほうがよいというのも記述されているのも、これもまた事実です。それもちょっと頭の隅に置いてください。

○仲委員長 議長、何かありますか。

○三鬼議長 私は暴露発言が駄目だとかそういうのじゃなしに、基本的に、要旨について、これらについて一般質問しますよというのがきちっと執行部側に伝わる通告の仕方をしていただきたい。その中で、自分自身が調べたことであるとか、是々非々の部分もあろうかと思えますし、何でもかんでも建設的ということも是々非々で言わなくてはいけないこともありますし、そういったことは否定はしていません。

○西川委員 それだったらもう全協でやってください、議運とかこういうのじゃなく。もう本人さんたちも交えてのほうがいいんじゃないんですか、逆に。

○仲委員長 西川委員、いいですか。

後ほど、議運の協議した結果については議長から全協で報告があって、それに対して、また委員さんの意見があればお聞きするという機会がございますので、それでよろしいですか。

○西川委員 はい。

○仲委員長 それで、実は私のほうからちょっと。今、一般質問の通告要旨については議論が進んでいたんですけど、この一般質問の中で議長から、中村議員、質問の要旨が乖離しているので注意してくださいという注意があります。最後のほうに市長から、通告書に従った内容の質問についてはほとんどなかったと、これは発言しています。それで、事前に要旨を解釈すれば、要旨をきちんと通告していただければ、もっとそれなりに用意ができた、それなりの答弁ができたということを発言していますもので、これについては、後ほどまた一般質問のことについて詳しく議長から報告をさせていただきたいと思えますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それで、ただいま執行部のほうから2点。引用した文書はほぼ情報公開の対象であるということと、引用の文言についてはその中から多分拾ったものだという発言があったんですけど、このことについて何かほかに、こういう報告について何かございますか。

○村田副委員長　　中村さんの言われておることと、尾鷲市執行部が解釈をしてこれまでやってきたこととの、ちょっとそごがあるような気がするんですね。その辺が、執行部のほうからそういうことがあれば。ないんですか、そういうの全然。中村さんがおっしゃったことと、それから執行部の考え方とちょっとそごがあったというような解釈の仕方ですよ。そういうことはなかったんですか。

○吉沢環境課長　　あくまでも一般的なお話なんですけど、公文書の中の一言だけでは全体の協議等の内容等全てを把握することは非常に難しく、特に数年前の政策立案過程の公文書等については、当時の担当者に確認をするなどを行わないと全体的な把握のほう非常に厳しいということは御理解していただきたいと思います。

それで、一般質問では、議員の皆様と同じく、私どもも市民の皆様へ正確な内容が十分に伝わるような答弁をいたしたいので、今回のような過去の公文書の内容からの御質問の場合、公文書の量も膨大な量がありますので、せめて公文書のどの文書のことを聞くということを確認させていただきたいというのが正直なところでございます。そうでないと、記憶を頼りに答弁するほかなく、何分、それがまた古い公文書でありますと、一定の事実確認を行い、お互い一定の共通認識の下、市民の皆様にご誤解を与えないような答弁をさせていただきたかったというのが今回の所感であります。

以上です。

○仲委員長　　いや、今、副委員長が言ったのはそごがないかどうかという質問でございまして、そこらをお答えいただかないと進行できないんですけど。

○吉沢環境課長　　これは、そごと申されても、僕らはそう思われる部分はありますけれども、どこが断定でここはここというのは精査の時間が必要になりますもので、これは言われたことを、ここはそごというんですか、例えば中部電力から断った文書がないのかとか、そういったところは何かもしかしたら誤解がされておる部分があるんじゃないのかなとは考えられますけど、言うたら、内容自体が初めて聞く内容でありますので、具体的にどこかというのは、これはなかなかこちらからここだということは言いかねるとしか申し上げられません。

以上です。

○村田副委員長　　いやいや、課長、それは分かりますけれども、じゃ、大変申し訳ない、委員長、ちょっと許可をいただきたいんですけども、前任者の課長にお聞きしてもよろしいですか。

○仲委員長　　結構です。

○村田副委員長 前任者は竹平課長ということで、総務課長ですね、今ね。これまでの経緯は御存じだと思うんですけども、その中で、中村氏が質問されたことと、中村氏が解釈しておることと、尾鷲市行政執行部が解釈をしていることと、その辺のところのそごというのはなかったんですか、实际的に。

○竹平総務課長 そごがあったかどうかというのは、私のほうからなかなか言いにくい部分がございますけれども、正直、一般質問のときに質問された内容の中で、公文書としてある部分から引用されて発言をされていたということは間違いありませんね。

それで、あと、公文書でそごというのはどこの……。中村議員さんが言った部分と、どこの部分がそごがあったかということについては、これは私の場合ですと記憶になりますので、あのときの発言の中で中部電力の建屋の話とかがありましたですかね。その辺のところについては、時系列のあたりはちょっと私ではそのときには分かりにくい部分がありましたけれども、そこをはっきりそごがあったかどうかということについては、私のほうではお答えができません。

○村田副委員長 じゃ、私が聞いておって、私もこれまでの一連の流れというのを執行部から報告を受けたりして、自分なりに理解をし解釈しておるところなんですけど、これだけそごというか誤解ですね、言葉を変えれば。中部電力からの民設民営の話をして市から断ったというくだりがありますね。それと、中部電力からの提案を議会や5市町に話をしていないということだけ、私、ちょっと気になったんですけども、その辺のところは中村議員と一緒に認識ですか。

○竹平総務課長 民設民営の話につきましても、これについて私の覚えている部分につきましても、まず一番最初に民設民営の話は確かにありました。これは一般質問の中でも答弁をさせていただいた部分でありますけど、ありました。ただし、そこについては、すぐに民設民営というものは、今の中部電力のほうからその部分については、その後すぐに、民設民営ではなくて、例えば公共というか環境でいいんですけども、ごみの焼却部分、それと中部電力では電力の部分ということで、ガスを供給できないかという話に、その後すぐそういう話がありました。そういう中で、いや、民設民営も含めて検討していただきたいという話は私のほうから逆にさせていただいたというのが事実で、これは間違いありません。

○村田副委員長 委員長、すみません、もう一回だけ。

ここを追及とかそういう気はさらさらないんですけども、例えばの話、今いろいろ時系列にずーっと調べていかないと分からないところもあるんでしょうけれど

も、記憶をたどって答えるわけですから、事実というのとは分からないわけでしょうけれども、私が自分の解釈で持っているのは、中部電力からの民設民営の話が中部電力から断ってきたというふうには解釈していないんです、これまで自分がやってきた中でね。それと、中電からの提案を議会や5市町に話をしていないということも、私はどうなんだろうなということ、そこだけちょっと答えてくださいよ。

○竹平総務課長 中部電力から提案のあったことについては、これは5市町と協議をしております。

○仲委員長 よろしいですか。

○村田副委員長 だから、民設民営の話は。

○竹平総務課長 民設民営の話についても、そういったことも中部電力からの提案を受けた中のことについては、その後、話はしております。

○濱中委員 今のやり取りを聞いておって思ったんですけれども、せんだって議会運営委員会でもそういったことが取り上げられた後ですから、今。その後、一般質問でかみ合わなかった部分ね。執行部としては、どの部分を使ってこの質問をされたものなのかというあたりは、御本人と確認をしなければ行き違いがあるかどうかの確認ができないのかなというふうに思いながら聞いておりましたので。例えば、それが正式にしなければならなくて、執行部として曖昧な答弁になってしまったことを正しいものにしようとするのであれば、執行部のほうからでも議員のほうに、どの部分を引用して聞かれたことで、こっち側がきちんとした答えが出せているのかどうかの確認をすれば、今、副委員長が言われた疑問に関してははっきりと、この部分でしたのでここにはこういう行き違いがありました、誤解がありました、そこがありましたという答えが出せるのかなと思いついておりました。今の段階では、まだその後のすり合わせというのはできていないということよろしいですか、執行部としては、どの部分を使ったものかということとは。

○吉沢環境課長 正直に申し上げまして、内容に関しては、事前というふうなお話もありませんでしたので、その後も今の段階では一般質問の引用部分の確認をさせていただいております。ただ、その中で、言うたら、どういう趣旨で言われたかという部分も分かりかねる部分もありますので、その確認と言われても、正直なところ、僕らのほうで思うのは、ある程度の、先ほども申し上げたんですけど、事情確認は正直していただいたほうが市民の方に誤解を与えないような形になったのではないかと考えております。

○濱中委員 私たちの一般質問というのは、もちろん自分が研究してきたこと、

調査してきたことを明らかにしたいという目的も一つありますけれども、市民の方たちに今進んでいる方向性であるとか、市政の中身を御理解いただくために、市民の方に代わって質問のやり取りをさせてもらうという、そういった大事な目的があると思うんですね。一般質問の事前のやり取りがなかったことをさせてほしかったという課長のあれは分かりますけれども、一般質問をした後、市民に誤解を与えるなり曖昧な返事しかできなかったということに関して、やはり自分ら議会としても執行部としても、市民の方たちへの責任として、事後の確認で、あっ、ここが違っていましたね、ここは合っていましたねというやり取りをすることで正しい情報を伝える、そういったこともできるのかなと思いますので、今後の運営において、今はそういった規則も何もないですけれども、そういった手段も時には必要なのかなというふうに思うんですけれども。そういったことはどうなんでしょうか、委員長。皆さんにまた諮っていただくのは。

○仲委員長　今回のあれは百条委員会でも何でもないもので、調査権もないものですから、本人から聞くということではできませんけど、やはり今、副委員長から質問がありました中電とのやり取り、5市町に影響を与えるような部分については、はっきりと検証できるような担当課長の発言も必要であると思いますので、そこらについては今後とも努力をしていただきたいと思います。

もう一点、私のほうから。今までのやり取りを聞いておると、全体的には情報公開の対象であるということで、それで引用した文言も引用した一部分から取っておるという報告があったんですけど、一般質問の段階においては、時系列に何月何日何々、何月何々という1枚か2枚のペーパーから引用しているような印象を受けたものですから、そういう過去からの時系列の公文書は多分なかったんだろうと。ただ、いろんな情報公開の中でそれぞれ拾って時系列に整理したんだろうという印象を受けておるんですが、そこらはなかったんでしょうね、時系列に書いたものは。そこらをお答えください。

○吉沢環境課長　あくまでも推測でありますので、そうやって情報公開の対象の公文書を引用されておるだろうと、この部分を引用されておるといのは確認ができました。それで、委員のおっしゃられる、時系列的にまとまった資料か何かがあるかどうかというのは、それは恐らくないと思うんですけど、それは僕に確認を求められても、正直な話、お答えできかねます。

○仲委員長　ちょっと待ってくださいね。今の発言やけど、情報公開については担当課長が何を情報公開したというのがあるはずやで。総務課のほうについても、

それをまとめて情報公開しておるんやで、少なくとも情報公開されたものについては後々分かるような考え方をしてもらわんと、個々に拾ったのは分からんというのは分かるんですよ。ただ、ここの分については情報公開としてはないですよ、公文書ではないですよというぐらいの検証ができるような体制はやっぱり取ってもらわんと今後このようなことが起こりかねんもんで、そこについて要望しておきます。

○西川委員　環境課長、おたく、以前、僕は4月から担当を受け取ったのでまだ分かりませんと言っていましたけど、僕の一般質問にも、あの、あのばかりで、はっきりした返答がありませんでしたね。担当になったのであれば、ちゃんと引継ぎをして一般質問に答えられるような、頭の中にたたき込めんのですか、それ。自分の持ち場の内容のことなんぞ。

○吉沢環境課長　西川委員さんのおっしゃられるとおおり、たたき込まなあかんとって努力はしております。ただ、莫大な量の公文書の一言一句を全て頭に入れるというのは事実上ちょっと難しいかなと。

○仲委員長　ちょっと議題がそれていくもので、その問題についてはそれでやめてください。それでよろしいですか。ほかになれば。

○村田副委員長　くどいかも分かりませんが、いわゆる執行部の認識と、それから質問者の認識とちょっと違ったところがあると。それは、解決をして新聞報道されるならいいんですけども、どちらか一方の意見で出てしまいますからね。ですから、そこら辺のところは執行部としてもきちっと早く決着をつけなければいけないんですよ。議員さんはこうおっしゃいましたけれども、実はこうなんですけれども、私どもの認識と違うんですがいかがでしょうというようなことは、今分かりませんがどうか言うんじゃないで、早いところ御本人とお会いして話をすることが必要なんです。それをきちっと、頭をかしげておるけれども、これ、事実じゃないですか。これを早くやらないと。中村さんの言っているのが違うというんじゃないんですよ、決めつけているわけじゃないんですよ。執行部が間違っているかもしれないし、中村さんの言っていることが正解かもしれない。しかし、どちらにしても、きちっとした形で報道してもらわなきゃなりませんから。早いうちにその決着をつける。実はこの文言についてはこうでしたというようなことを報道に、また、市民の人に知らしめてもらうということじゃないと、もし違っているとしたら、誤解をしたまま報道されると市民の人も、ああ、そうなんだということになりますからね。それは、そういう認識を持たせるということは、やっぱり執行部の私は責任だと思いますよ。ですから、執行部が早く対応しないと、課長、あなたにぎ

やあぎゃあ言うんじゃないけれども、先ほどからちょっと頭をかしげているけど、難しいことじゃないと思うんですよ。御本人と会って、何なら市長、副市長も交えてお話をされて、こうだったんだということを、真実を、正解を出して、それをコメントとして発表するというのなら別に難しいことじゃないと思うんですね。その辺はぜひやってください。私は市長、副市長にも申し入れますけどね。お分かりですか、今の意味。

○仲委員長 対応できますか。

○吉沢環境課長 文言を引用している部分は確認をさせていただきました。それから、市長とか当時の総務課長の答弁も大まかにこういう形で答弁をさせていただいたと思います。それで、あとは市民の方が誤解を受けておる受けておらんというのは、実際のところどこまでのことか分かりません。

それで、逆に言いますと、あの一般質問のほうを確認させていただいたところ、実際この部分のこの文章のここが分からんもんでという形で、恐らくここは誤解されておるのであろうじゃないのかなというのは僕のほうで想像するんですけど、これは議員さんのほうから言うたら、それはそういう意味じゃないという話が、そこが誤解となったら、あくまでも個人の主観の話でありますので、当然、それは市長、副市長のほうともまた相談させていただきますけれども、この案件で精査というのがちょっと、何といたしますか……。

○村田副委員長 課長、何をごちゃごちゃ言うておるの。そんなのじゃないでしょう、私が言っているのは。あなたのところで手に負えないとか、それから執行部としてきちっとしておきたいということは、市長、副市長も入れて、当の御本人の中村さんとお話をして、この件については、例えば違っていたらこの件については違うんじゃないですか、事実はこちらなんですよということを中村さんにも知らせる必要がありますし、市民の方にも知らせるために、会ってそういうことをしてくださいとお願いしておるだけで、どうのこうのじゃないんですよね。それは駄目ですか。

○吉沢環境課長 誤解を解くとかそういうあれやなしに、中村議員さんのほうとして、この案件に関して、ここはこうだという御説明をさせていただきたいとは考えております。

○村田副委員長 えっ。

○吉沢環境課長 この文言の話を、事実確認といえますか、こういうことじゃないんですか、こういう解釈ですけどというのは、時間が相当程度かかりますけど、

それはさせていただいたほうが今後のためになるかと思います。

- 村田副委員長　　まあ、いいですわ。私は市長、副市長と直接話をしますわ、それだったらね。
- 小川副議長　　1点だけちょっと確認させていただきたいんですけど、竹平前環境課長もおりますので。民設民営のところでは議会に報告もなかったように、そんなニュアンスで受け取ったんですけども、議会に報告がありましたよね、民設民営で。それで、エネルギーをまだ使うということで、エネルギーを、じゃ、5市町で中電から買い取るのか、そういう話もしたと思うんです。最後には、民設民営だと国の補助金が取れないのでということでやめるという、そういう話じゃなかったでしょうか。私はそういうふうに記憶しているんですけど、その点、どうやったでしょうか。
- 竹平総務課長　　申し訳ないんですけども、民設民営とか公設公営とか公設民営とかという部分については、スキームの話の中で説明は委員会のほうでさせていただいたというふうに思っております。ですので、それは今後どういうふうな形で進めていくのかということで説明はあったんですが、あくまでも中部電力とかに対してとかという話までは行っていないというふうに思っていますけれども。
- 仲委員長　　議論も尽きたようなんですけど、私のほうから。先ほど、一般質問の通告ということで、議長に再度お聞きするというございですが、今回の要因は、一般質問の要旨の通告がやっぱり不十分であるように見受けられます。それで、会議規則第62条第2項には「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」と規定されておりますので、これについては、後ほど全協もございしますので、一般通告の要旨についての心得とか考え方を議長から十分各議員に再度報告をお願いしたいんですけど、そこは議長、どうですか。
- 三鬼議長　　先ほどのことを発言させていただくかなとは思ったんですけど、副委員長等も御指摘ありましたように、今回の要旨だけ、私が言う立場じゃないんですけど、要旨だけを捉まえるといと、情報公開の中でこういった案件があるのに、こういったものの回答があるような、情報公開しておる中で資料がなかったという質問をしたのか、それとも政策的な決定の段階でしたのかというのも、結果的にどちらかも分かりにくい形の一般質問のやり取りになっていたというのがありますので、今、委員長が言われましたように、執行部がおおむね答弁ができるような要旨というか通告は必要だと思うので、その辺のことを機会あるごとに精査させていただきたいとか、議員個々にももう少しその辺は具体的に一般質問通告のときにさせてい

ただきたいと思っています。

中身については、委員の皆さんが議論されておること、御指摘のこともごもっともだと思いますので、これは執行部に対して、執行部からも一般質問通告の在り方についてもう少し詳しくお願いしたいという申出もございましたし、先ほどのように、答弁が言葉足らずなのか何か、趣旨と要旨、そういった面ではやっぱり要旨がしっかりしていなくちゃいけないということがありますので、その辺を高めていただくようこちらとしては努めさせていただきたいと。

○仲委員長　ありがとうございます。特に後ほどの全協でまた議員のほうに通知をお願いしたいと思います。

次に、議題のソーシャルメディアのあり方についてでございますが、私のほうからこのことについて議題として上げさせていただいておりますけど。

ソーシャルメディアの一つであるSNSの発信については、尾鷲市議会基本条例第24条、議員の政治倫理及び尾鷲市議会議員政治倫理条例第3条第5号を遵守し、議会の品位と名誉を損なうことがあってはなりません。このことについて、協議を進めてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　一応、口頭で諮問も受けていますもので、そういうことで進めさせていただきます。

SNSについては、ツイッター、フェイスブック、LINE、インスタグラム、ユーチューブなどがありますが、気楽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して誹謗中傷等を発信する事例も発生しており、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっております。また、総務省では、インターネット上の誹謗中傷への対策として事例集や相談窓口を設け、侮辱罪の法整備を急いでいるとの発表もございます。

本議会の議員においても、以前からSNSの諸問題がありました。議会の品位と名誉を損なう事例があってはならないと思っております。幾つかの情報があるようですが、事例もあれば報告をしていただくよう、議長は把握されておられませんか。

○三鬼議長　伺っていると、議員からも直接お話もあるみたいなんですけど、議員及び一般市民の方からも、こういった情報発信にしては行き過ぎではないかということが直接電話があったりとか、御指摘をいただいております。私からも議員1名にそういったことを踏まえて注意喚起というのか、これを議会事務局の職員と共

にさせていただきました。できるだけ尾鷲市議会議員としての品位を保っていただきたいというのと、それから、第三者とかに触れるような表現については気をつけられますようにと。自分の活動報告をすることには何ら問題はないとは思いますが、そういったことを言わせていただいた経緯はございます。

○仲委員長 事例は返答できますか。

○三鬼議長 事例としては、そういうことがございましたので、発信したのを、御指摘があった部分を中心にコピー等を取らせていただいたところを読ませていただくと。

○仲委員長 全部、議運のメンバーに出してください。

○三鬼議長 事務局のほうに用意させてありますので。

○仲委員長 言葉じゃ分からんで。

○三鬼議長 タブレットに入っておりますように、例えば、私が18歳なら尾鷲から出ていっちゃうよな、離婚もしないと戻ってこないよなとか。

(「聞こえないよ、議長」と呼ぶ者あり)

○三鬼議長 タブレットに入っていますので。すみません。

私が18歳ならば尾鷲から出ちゃうよな、離婚もしないと戻ってこないよなというようなつぶやきというのか、心情だとは思いますが。これは全国市議会議長会であるとか、地方自治法に踏まえておる、そして我々の条例で定めておる、基本条例等でもしておる、やっぱり尾鷲市議会議員としての品位の問題であるということから御指摘もあったし、私のほうからもここで読ませていただくような問題でもあろうかと思うので、事例としてはこういったのを紹介させていただきます。

○仲委員長 ありがとうございます。

議長からただいまSNSの発信について、事例も含めて報告がありましたが、このことについて何かございますか。

○濱中委員 実はこの事例に関して、私のところにも多数と言わせてもらっているのかな、結構いろんなお声が届きました。その届いた声の中で、私自身が、ああ、これが反省なのかなと思わされる市民からのお声がありました。といいますのは、まずこの文言に関して、例えばこの文章の前に「このままだと」というような言葉があれば、議員としての問題提議と捉えられるかもしれない。だから自分はいくら頑張るんやというふうにも続けられるかもしれないけど、この文章だけでは尾鷲に対するネガティブキャンペーンであると。今、一生懸命、地方創生というのはほかの自治体との競争のような形で自治体が頑張ろうとしている中で、こういったネガ

ティブキャンペーンをやられては尾鷲市全体の損失になるであろうということ、それを前から議会における先輩方はきちんと教えることができないのかというお叱りを受けました。やはり議会に来て期間の短い人たちがこういう発信をすることに対して、これはこういうふうにあかんことやということが分かっていないなら先輩方がきちんと教えなさいというふうな、私たちに対するお叱りも届いております。その言葉に対しては、議員の活動というものに対して、やはりそれぞれの活動スタイルもございますから、一つ一つ個人間で指導したりとかやり取りをすることはなかなか難しいものがあるという旨の御説明はしたんですけれども、やはり議会全体のことを考えたときに、市民の方たちがそういうふうに捉えてしまうようなことに関しては、お互いがそういった、気をつけ合うことが必要やったのかなということは反省としてありますし、あと、これに関して、この18前後の子供を持つ親御さんから御心配の声が届いております。というのは、やはり18以上の進路がすごく限られる中で、尾鷲に戻ってきてもらえるような、そういった流れを尾鷲がつくるというような、そういう方向で進めておるはずなのに、やはりネットというものは若い子たちにどうしても影響力があるので、そういう子たちがそうかって、議員の中でも尾鷲におりたくないと思う人がおるような尾鷲なのかと子供に思わせてしまう。そういったことを発信することをやはり先輩方が注意せんのはおかしいやろうというふうに、私らへのお叱りもかなりございました。

あと、もう一つ思うのは、やはりそういうふうに進もうとする職員の努力に対して影響も出るのではないのかなという心配もしておりますので、執行部のほうにそういう御迷惑をかけていないのかなというのもお声としていただいております。役所がやる気をなくすよねというふうなお声もいただいております。やはりネットを使って、すごく有効な発信媒体ではあると思うんです。尾鷲を宣伝する、尾鷲のよいところを見ていただくということでは、全世界へ発信ですから。だけど、こういった形の使い方をされるのであれば、ネットに対する物の考え方を少し議会としても考えていかなあかんのやなということは感じております。

○仲委員長　濱中委員、ちょっと教えてほしいんですけど、ツイッターというのか、ツイートしておるんやけど、僕、詳しくないので。これは世界への発信ということで、尾鷲市民だけが見られるというんじゃないしに、市外を含めて、そこはどんなんですか。ちょっと御教示ください。

○濱中委員　インターネットに関しては、私自身もフェイスブック、ツイッター、インスタグラムにアカウントを持っております。これは、それこそ日本国中、全世

界どこからでもコンタクトすることができますので、例えばフェイスブックのお友達申請とって、お互いにつながりましょうということは海外からも届きますので、間違いなく海外にも行きます。

実は先月、私、監査委員の研修会、県内の全市町の集まる研修会に行ったときに、やはりほかの市議会の方たちからも、かなり尾鷲市は自由なネットの利用をされているんですねという、そういった指摘を受けております。やはりこういうネガティブキャンペーンと取られるような言い訳のつかないような発信に関しては、ほかの市議会からもかなり厳しい目を向けられたということは事実としてあります。

○仲委員長　今回のツイッターの扱いを含めて、ほかに御意見、質疑はございますか。

○小川副議長　私のところでも、よその議会の議員さんから、尾鷲市の議員の品位とか、それについて大丈夫なんですかというのは問合せがありました。それは事実でございます。

そして、1点、これもそうなんですけど、議員さんが議会に対して、ここはデイサービスみたいやと、自分らはデイサービスだと言われているもので、それに対しても議会に対する侮辱じゃないかなと私は怒りを感じております。ただそれだけを言っておきたい。

○濱中委員　ちょっと、小川議員に一つ。

○仲委員長　もう少し詳しく……。

○濱中委員　デイサービスと比較をされて侮辱されておるとするのはちょっと訂正されたほうがいいかなと思うのは、デイサービスそのものに対しても、やはり侮辱になるという気はするんです。そういうやゆするものに対して……。

(発言する者あり)

○仲委員長　小川議員、デイサービスって、ペーパーもないし、僕らも見えないもので意味が分からんということで。

○小川副議長　委員長、私のところにこんなのが載ってましたと送ってきたのがあります。デイサービスと間違えてしまう。読みますよ、気を悪くせんといってくださいね。そっち向いて言いますので。はげに目が行ってしまうし、戦闘態勢に入ってしまうし、政治家向いていない。それだけ送られてきました。

○仲委員長　分かりました。

ほかに。

○西川委員　多分この中で唯一ガラケーは僕だけだと思うな。僕は全然見たこと

がないんですけど、ただ、仕事仲間が、親方、おたくの議員さんがバッジをつけて踊っていますよというのは、あっ、これはまずいなと、見せてもらったときに、それは僕は注意しました。中里さん、こういうバッジをつけて選ばれた者がこういうダンスは駄目ですよというのは言いましたけど、それを指導していくのが、逆に言うたら全部の先輩議員じゃないんですか。

(「注意はしています」と呼ぶ者あり)

- 西川委員 注意はしていますけど、それをなおさら続かないように注意していくのが、小川さんであり、三鬼議長であり、皆さんじゃないんですか。それを僕は見ておって、中里さんだっただけ娘みたいな歳ですよ。それをみんなでやいやい言うのは僕はちょっと。中里さんの味方をするわけじゃないんです。確かにやっておくことはばかげたことをやっています。僕はガラケーですから全てを見ていません。その上で一応、別にこんなことを書かれてもかっとはこないし、みんなが注意して、みんなで育てていくというのも議会の在り方じゃないのかなと思うんですけど。ただ、やいやいやの、弱い女の子いじめするというのは僕はちょっと、あんまり。
- 仲委員長 一応、事実確認を今している中で、そのことが政治倫理、いわゆる議会の品位と名誉を損なっていないかという部分についての扱いをお話ししていますもので、決して西川委員さんの言われるようないじめというのはないということは御理解願いたいと思います。
- 村田副委員長 今、西川さん言われましたけれども、それはあれですけれども、中里さんだけじゃないですよ。我々もこういうことがあれば、やっぱり議会の品質を損ねるようなことがあれば、当然これは政治倫理委員会、あるいは議会運営委員会、そして、議会運営委員会を開くためには、議長がこの問題について諮問をすると言われなければやらないわけでありまして、これは議会全体に関わってくるということは、いかなる人であってもやっぱり議論はするべき。ただ、今、西川さんが言われたように、一個人を云々ということは、そんなことは避けなければいけませんけれども、しかし、事実関係は事実関係できちっとして行って、その中でやっぱり議会としてどうするんだということを議論するべきだと私は思っております。
- 私もいろんな方から声を聞いております。それは中里さんがこれをするのが悪いというんじゃないんですよ。この内容があまりにも尾鷲市議会を愚弄と言ったらあれか、乖離か分からんけれども、これは議会を本当にばかにしているのかなというように、そういう文言が見受けられるものですから、やっぱりこの辺のところは御本人にも改めてもらわなければいけないなど。一つを読むと、原稿を読まないで

話すこと、毎回毎回あの演劇を見ているかのような一般質問に飽き飽きしますと、その場で答えられないような２期目の政界人ってどうでしょうかって、これ、どういう意味か分かりませんが、一般質問というのは、少なくとも議員が疑問に思ったこととか、行政の疑問点をただす場でありますので、やっぱりこういう書き方をされると、本当に演劇なんて書かれると、これは議会としての体面も損なわれますしね。いろいろ漫画に例えて書かれたりする、これは中里さん特有の感覚なんですけれども、これはこれでいいでしょう、自分の自由ですから。しかし、議会に跳ね返ってくるような、そういった文言については、やっぱりこれはきちっと自分で整理をして、そして、これを出すからには自分で責任を持つんだといったような形でやってくるならともかく、議会というものをあんまり知らずに出されたのなら、今回はこれはこれで注意をしていただいて、御本人に気をつけていただくということなんでしょうけれどもね。黒い世界と書いてあって、この黒い世界って何だと思えます、私は金と地位と名誉に溺れて汚れている人間のことを指していますとか、こういう一連の議会の批判というようなことだったら、やっぱり私は慎んでいただくべきじゃないかなと思うんですね。とにかく……。

それから一つ、これは誰が言ったか、こんなことを一々やっていたら時間がないので、ざくっともう最後にしますけれども、中にはかたくなに中部電力跡地の活用を市長にお願いしたり、そのとおりです、使いたいんだ、約束したんだから使わせてくれってくだりがありましたがつて、こんなことを言った人はいないと思うんですね。

こういうことを見ていくと、いろんな人から御注意をもらいます。さっき西川さんも言われておったけど、あんたらはこれをどうもようせんのと。私も何件かいただいておりますので、やっぱりこの際、議会運営委員会としてはきちっと整理をして、そして今後こういうことのないような形に持っていくのがしかるべき姿だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、それと議長にお願いしたいんですけれども、こういう問題で議会運営委員会が開かれた、今日執行部のほうからこの問題についても申入れがあったと私は聞いておりますが、それは本当ですか。

○仲委員長　議長、お答えできます。

○三鬼議長　最初にすみません。本会議を11時からにしたいと思ひますので、御了解ください。ちょっと時間が計り知れないということがありますので。

先ほど執行部からにつきましても、そういった不正確というのか、そういったのを先ほど副委員長が言われたような書かれ方がしておるので、我々としては正確に

申しておるので、はっきり自分自身でそういったものが思うことがあれば、そういった質問もしていただいたら結構やし、そういうことで、SNSに書かれるということについても、議員としてのモラルというのか、あるいはしっかりしてほしいということは言われておりました。ちょっと今日は時間がなかったもので、またそれ以上のことはちょっと話したいと。具体的に聞いておられるんやったらちょっと示してください。

○濱中委員　先ほどの西川委員の、ここでやり玉に上げるという言葉に関して。

私、これ、昨日今日の話ではなくて、以前から市民の方から言われるたびに議長のほうと相談をさせてもらった経緯もございまして、議長のほうとしても、こういったことで時間を使うことや、それから、本当に1人をやり玉に上げるようなやり方を決して是とは思っていないと。できるだけ内部で注意をして聞いていただけるなら、理解をしていただけるならという期間があったことは市民の方にも御理解いただきたいと思えますし、決して、今回、今これが出てきたから急に、じゃ、これを取り上げてつるし上げましょうというものでないことは御理解いただきたい。時間をかけて注意してきたんですということは議長からも聞いております。

私が本当に市民の皆さんから、やはり先輩方の指導の仕方も悪かったんやろうとお叱りを受けたことに関しては、さっき西川委員が言われたように、私らもやはり議会のこととして捉えて、いろいろ注意をしたりみんなで申合せをしたり時間が足りなかったことは大反省やと思えます。だけど、やはり議長が注意をしてもこのようにその後もどんどんこういったものが出てくることに対して、市民の方から、自分らも事務局なりに連絡をしておる、議長にも連絡をしておるけれども、一向に議会は何も動かんのかという言葉もいただいておりました、いや、中で議長が注意申し上げておりますという説明はしてでも、いわゆるネットワークを使っただけの発信というものに対して、議会のこの放送も発信されております。というのは、やはり皆さんに情報として全て公開をしましょうという、そういった方向性でのものでして、こういった議会の反省含めて、議員の行動も四六時中市民の方は注目をされている。だから律しなさいということで、私たちはこういう反省も含めて報告をしていますよという、そういう会議やと私は思いながら、今、この会議の中でおりましたので、その辺り、どうか西川委員にも御理解がいただければなと思えますので、よろしくをお願いします。

○西川委員　皆さん、市民の声、市民の声と言いますが、中里さんは匿名でなく実名で出しますよね。これ、中里さんの擁護をするわけじゃないんです。以前、

村田さんが議長のとくに、尾鷲に匿名の文書が上がりましたよね。その中に、西川守哉が拳銃を持っている、それを議長自ら警察へ持って……。

(発言する者あり)

○西川委員　　ちょっと話が違うんですけど、そっちのほうが名誉棄損じゃないんですか。

(発言する者あり)

○西川委員　　警察に持っていったんです。

(発言する者あり)

○仲委員長　　何か、どうぞ。

○小川副議長　　提案なんですけど、尾鷲市議会のSNSの利用の仕方について、尾鷲市として、やっぱり公の機関ですから、自ら信用を損なわないような、そういったSNSの使用に対してのガイドラインというのを他市町でつくっているところがございますので、尾鷲市としてつくったらどうかなということを提案させていただきますので、ちょっと考えていただければと思います。

○仲委員長　　分かりました。

　　まとめに入りたいと思うので、時間ですから。

○村田副委員長　　委員長、ちょっと一言だけ言わせてください。

　　今、西川さんが拳銃をどうのこうのというのを議長のとくに持っていったと言いますけれども、これは議会に投書が来たんです、そういう内容の。ですから、副議長はたしかあれやと思うんですけども、副議長もおったと思うんですが、これは議会でどうなんだろうということで、一応ピストルと、拳銃ということが書いてありましたから、ですから一応警察に届けて、これ、どうなんですかと相談しましょうと行っただけで、何もそんなことをしていないんですよ。

○西川委員　　匿名のあれを扱ったら駄目じゃないですか。

○村田副委員長　　だから、匿名やさかいに持って行っただけやないか。警察へ説明しただけやないか……

(録音中断)

○仲委員長　　正式な場所で、注意喚起をお願いしたいと思うんですが、議長、どうですか。

○三鬼議長　　今議論されておる中で、正式な場でというのはどういうあれかなと思うんですけど、実際、今、議員の名前も出て取り上げておりますし、現実、市民からの御指摘等々もございますので、副議長と共に改めて注意はさせていただきます

いと思っています。

それと、先ほど副議長のほうからガイドライン等々があって、全国でもほかの議員のことを書き出したりとかというのがあって、つくられておるようなこともあります。ただ、これまでも常識的に公の立場であるということの自覚とか責任を持っていたりとか、法令、例規等の規定を厳守したりとか、発信する情報は正確でなければいけない、今日のお話のように誤解を招くようなことがあっても困るということもありますし、それから、他人を侮辱する情報であったりとか人権であるとか、差別を助長されるような情報あるいは不正確なうわさ等を助長される情報らを議員の立場でやるということは、先ほどの基本条例であるとか倫理条例にも違反することで、議員の議員たる基本的なことがございますので、ガイドラインについては事務局にも全国のものも調べさせて、あるいは議長会でも相談させていただきまして、素案をつくらせていただきたいと思いますなどはと思っています。

○村田副委員長　それはそれで、議長としての務めでやっていただくのはこれは当然だと思うんですけども、私、今、委員長が言われたのは、今回こういうことで議運も開いたということで、御本人に再三御注意をなされているということでしたけれども、議会運営委員会でこういうことが取り出されたわけですから、議長としてですね……。議長は、先ほど先輩議員が指導なんていう言葉もありましたけれども、それこそ議員のトップが議長でありますから、議会のことですから、議長として御本人と、それこそ胸襟を開いてお話をされて御理解を求めると。御本人にも改めるところは改めていただくということ、そういうことを議長としてやっていただけるんですかという意味だと思うんですけどね。

○三鬼議長　そのことにつきましては、きちっとさせていただきます。本人にきちっと、今日議運で話が出ましたし、全協等も通じました後にちゃんと、きちっとさせていただきます。

○仲委員長　よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　以上で議会運営委員会を閉じます。どうもありがとうございました。

（午前10時01分 閉会）